

議案第1号

筑西市行政組織条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和8年1月21日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市条例第 号

筑西市行政組織条例の一部を改正する条例

筑西市行政組織条例（平成17年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 政策企画部

第2条第6号から第9号までを次のように改める。

(6) 福祉部

(7) 健康こども部

(8) 産業経済部

(9) 都市建設部

第2条中第10号を削り、第11号を第10号とする。

第3条第3号中「企画部」を「政策企画部」に改め、同条第4号に次のように加える。

オ 地方独立行政法人茨城県西部医療機構の運営支援に関すること。

第3条第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 福祉部

- ア 国民健康保険及び医療福祉に関すること。
- イ 福祉事務所に関すること。
- ウ 人権に関すること。
- エ 介護保険事業に関すること。

(7) 健康こども部

- ア 子ども・子育て支援に関すること。
- イ 保健衛生に関すること。
- ウ 地域医療に関すること。

第3条第8号中「経済部」を「産業経済部」に改め、同条第9号を次のように改める。

(9) 都市建設部

- ア 道路及び河川に関すること。
- イ 建築及び公営住宅に関すること。
- ウ 都市計画事業及び地域開発に関すること。
- エ 駐車場事業に関すること。
- オ 区画整理事業に関すること。
- カ 市街地再開発事業に関すること。
- キ 道の駅の拡張整備に関すること。

第3条中第10号を削り、第11号を第10号とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

筑西市行政組織機構図 新旧対照表

